

浜こ幼第655号
令和4年1月26日

保護者様 各位

浜松市長 鈴木康友
(こども家庭部幼児教育・保育課)

新型コロナウイルス感染症対策における家庭保育の御協力について

日ごろ、教育・保育活動の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、大都市圏において感染拡大が深刻であり、本市においても、感染が急拡大している状況です。
また、まん延防止等重点措置が静岡県内にも発令されることを踏まえ、お子様や保育士等の職員の感染を防止し、安全を確保する観点から、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の対応を下記のとおりとさせていただきますので、保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

記

1 保育施設の開所について

保育施設は、保護者の就労等により、保育が必要なお子様に保育を提供しており、家に1人であることができない年齢のお子様を利用するものであることから感染症対策を徹底した上で、引き続き開所します。

2 感染症拡大防止のための家庭保育の協力依頼期間

令和4年1月27日(木)からまん延防止等重点措置の終了日まで、保護者が家庭で保育できる場合は、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

【家庭保育の協力依頼期間】

令和4年1月27日(木)からまん延防止等重点措置の終了日まで

※期間の延長をお願いする場合は、改めて通知します。

3 登園しなかった日の保育料(0～2歳児)

(1) 概要

家庭保育の協力依頼期間中に、登園を控えていただいた場合の保育料は、日割り計算し、減額(還付)します。

(2) 計算方法

月額保育料 × (開所日数※1 - 登園しなかった日数※2) ÷ 25 (計算後の10円未満の端数切捨て)

※1 開所日数

各月の日数から日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)の日数を除いた日数

※2 登園しなかった日数

上記開所日数のうち登園しなかった日数(土曜日含む) ※早退は含みません

次頁へ続く

(3) 返金（還付）の手続き

市が各児童の登園しなかった日数を確認し、保育料の日割り計算を行った後、返金（還付）の手続きを行います。

① 認定こども園又は地域型保育事業を利用している場合

・保育料の返金（還付）は各施設で行いますので、支払日等は施設に御確認ください。

② 市立保育園又は私立保育園を利用している場合

・保育料の返金（還付）は市で行いますので、返金（還付）に係る書類の提出を、各施設を通じて、該当の保護者の方々へ配付します。書類提出後、市で書類確認及び支払処理を行うとともに、支払日等は後日連絡いたします。

4 登園しなかった日の副食費（3～5歳児）

副食費は、食材の購入計画等の関係から、上記減額の対象としておりませんが、実施の有無（対応の可否）については、各施設の判断となるため、利用している施設にお問い合わせください。

5 登園に当たっての留意事項

- (1) 登園前に、必ず家族が園児の体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、施設の利用を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 送迎する保護者の方もマスクの着用を心掛けていただき、登園後、園児本人から体調不良の申し出があり、風邪の症状がある場合については、症状が改善されるまで自宅で休養していただくようお願いいたします。

6 感染拡大等に伴う措置について

利用児童や施設の職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、登園自粛要請や施設の全部又は一部の休園を行うこともありますので、御了承ください。

(問い合わせ先) 浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

(上記1～3に関すること) 施設給付・収納グループ TEL: 053-457-2826

(上記4～6に関すること) 指導グループ TEL: 053-457-2117